

低潮線保全法に基づく新たな事務について

河川課 ◎熊澤 至朗
○新垣 敏一

1. 目的

天然資源の探査及び開発、海洋環境の保全その他の活動の場として重要である排他的経済水域等の保全を図るため、排他的経済水域及び大陸棚に係る海域の限界を画する低潮線の保全を実施することを目的に低潮線保全法が施行された。それに伴い保全区域内の行為規制や巡視等が国の新たな事務となった。

2. 内容

低潮線保全法により185の低潮線保全区域（うち沖縄総合事務局管内38区域）の設定がなされ、低潮線が人為的に損なわれることがないよう保全区域内の行為を規制するとともに、自然災害等で損なわれないよう衛星画像やヘリコプター等を活用した巡視や状況調査を関係機関と協力し実施します。

3. 結論

平成23年度は、沖縄総合事務局管内の12離島38区域のうち防災ヘリの航行範囲の10離島・34区域について巡視を実施しました。防災ヘリの航行範囲外の2島4区域については、第十一管区海上保安本部から提供された画像データを活用した。また、低潮線保全区域の範囲を周知するための看板3基を与那国島に設置しました。

今後も排他的経済水域の安定的な保持の基礎となる低潮線を保全していくための基礎資料として、継続して巡視を行いデータ等の収集・整理を行います。

4. 今後の問題点

巡視を効果的・効率的に行うため、平成23年度の巡視結果をもとに、巡視ルート及び時期や時間、写真・ビデオ撮影方法等についての見直しを行う。また、低潮線保全区域を適切に管理していくため、巡視結果の整理方法、空中写真や衛星画像、地形図等の活用方法について検討を行う。